

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】</p> <p>①火砕流、溶岩流等が居住地域に切迫 等</p> <hr/> <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】</p> <p>①火砕流、溶岩流等が居住地域に到達 等</p>	各レベルに該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、総合的に判断する。
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <p>① 更なる噴火の拡大傾向（火口から概ね 1.5km 以遠に大きな噴石飛散、火砕流、溶岩流等が予想される）</p> <p>②山体内に規模の大きな地震（有感地震を含む）が多発</p> <p>③多量のマグマ上昇を示す顕著な地殻変動</p>	
3	<p>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <p>①噴火の拡大傾向（火口から概ね 1 km 以遠に大きな噴石飛散が予想される）</p> <p>②大きな火山性微動（レベル 2 よりも規模大あるいは継続時間長）</p> <p>③火山性地震の急増、規模増大（レベル 2 よりも規模増大あるいは回数増加）</p> <p>④山体の膨張を示す明瞭な地殻変動</p> <hr/> <p>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生】</p> <p>①火口から概ね 1.5km 以内に大きな噴石飛散、火砕流 等</p>	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性でレベルを引き上げたが、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火でおさまった、または、噴火せず、左記の現象がみられなくなった場合。居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、その後、噴火が発生しなくなる、もしくは、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火にとどまる活動が続いた場合、レベル引き上げ後の活動評価を基本に、防災対応の状況等を考慮して判断する。
2	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <p>①火山性地震の増加（地震回数が 50 回/24 時間以上、活断層近傍の地震は除く）</p> <p>②山体浅部を震源とする振幅の大きな火山性地震が複数回発生</p> <p>③火山性微動の増加または規模増大（6 回/24 時間以上あるいは継続時間 5 分以上または振幅 10 μm/s 以上の微動発生）</p> <p>④以下の現象が複数項目観測された場合</p> <p>[A] 山体内の活断層近傍の地震増加（50 回/24 時間以上を目安）</p> <p>[B] 火山性地震の震源が山体浅部へ移動</p> <p>[C] 山体浅部を震源とする低周波地震が複数回発生</p> <p>[D] 山体膨張を示す地殻変動</p> <p>[E] 既存噴気地帯での噴気の増加や地熱域の拡大、もしくは新たな噴気や地熱域の出現</p> <hr/> <p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <p>①ごく小規模～小規模な噴火の発生 （大きな噴石飛散、火砕流等が火口から半径 1 km 以内にとどまる程度、火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火も含む）</p>	噴火の発生がなく、山体膨張や噴気の増加傾向がなくなり、地震・微動が平穏時のレベルに戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になる。ただし、平穏時に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル 1 に下げた後に増加傾向に転じたことがわかった場合は、左記の基準に達していなくてもレベル 2 に戻す。

- ・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）。
- ・レベル 5 からレベルを下げる場合にはレベル 4 ではなくレベル 3 に下げるものとする。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合（例えばレベル 1 の状況において、地熱域の拡大やレベル 2 の基準に達しない程度の火山性地震・微動の発生等）などには、臨時的「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。
- ・上記の判定基準は鶴見岳、伽藍岳それぞれに適用し運用する。どちらの想定火口で活動が活発化しているか明確に判断できる場合には該当する想定火口のみ噴火警戒レベルに対応した警戒が必要な範囲を設定する。どちらか判断できない場合には両想定火口ともに噴火警戒レベルに対応した警戒が必要な範囲を設定する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。